

利益相反管理方針

ジェービック証券株式会社

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている現状において、当社は、当社とお客様の間、及び当社のお客様相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び利益相反管理方針に従い、お客様の利益を不当に害することのないよう利益相反管理を行うこととし、法令等に従い、利益相反管理方針の概要を公表いたします。

1. 利益相反のおそれのある取引の類型・特定のプロセス

(1)対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社とお客様の間の取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。

利益相反は、①当社等とお客様の間、②当社等のお客様と当社等の他のお客様の間（お客様同士）で生じる可能性があります。

なお、当社は独立証券会社であり、金融グループ等の企業グループに属していません。

(2)取引の類型化及び特定

利益相反のおそれのある取引を類型化し、個別の事情を検討のうえ、取引の特定を行います。

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社のレピュテーション（世評、評判）に対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。

金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為は「利益相反のおそれのある取引」に該当するもの以外は本方針の対象となっておりません。

(3)取引の類型と特定

類型	当社とお客様	お客様同士
利害対立型	当社とお客様の利害が対立している取引	お客様同士の利害が対立している取引
競合取引型	当社とお客様が同一の対象に対して競合する取引	当社のお客様同士が同一の対象に対して競合する取引
情報利用型	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して、当社自身が利益を取得する取引	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して、他のお客様が利益を取得する取引

(4)利益相反の管理方法

- ① 部門間の不適切な情報の遮断措置
- ② お客様の利益相反取引の条件又は方法の変更
- ③ お客様の利益相反取引の中止
- ④ 利益相反の状況についてのお客様への開示または同意
- ⑤ その他取引に応じた適切な方法

(5)利益相反のおそれのある取引の報告及び特定のプロセス

営業部門の役職員は、顧客との間の取引により取得した情報に照らして、上記(3)の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに、営業部門の内部管理担当者及び利益相反管理統括部署である業務部に報告し、「利益相反のおそれのある取引」の「特定」及びその「管理方法」の選定を行うことといたします。

2. 利益相反管理体制

- (1) 利益相反管理統括者（業務部長）の責任の下、当社の業務部を、利益相反管理統括部署とし、利益相反管理に必要な情報を集約する体制を構築、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

- (2) 利益相反についての社内研修等による周知徹底を計ります。

- (3) 監査部による内部監査

当社の監査部は、利益相反管理統括部署をはじめ、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証いたします。

③. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

対象取引は当社又は以下に掲げるグループ会社です。

- ・ 日本ベンチャーズインベストクラブ株式会社
- ・ ジェービックベンチャーキャピタル株式会社
- ・ ジェービック投資株式会社

以 上